

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則	頁
○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則	（税 務 課） 一
○特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ 同 ） 一一
○財務規則の一部を改正する規則	（会 計 課） 一三
○告示	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	（障害福祉課） 一三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	（ 同 ） 一三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	（ 同 ） 一三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	（ 同 ） 一四
○県営土地改良事業の換地処分	（農村整備課） 一四
○道路の区域変更	（道 路 課） 一四
○道路の供用開始（三件）	（ 同 ） 一四
○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示	（会 計 課） 一五
○告示	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（食と暮らしの安全推進課） 一七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課） 一九
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	（産業人材対策課） 一九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（教育庁高校教育課） 一九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（警察本部会計課） 二〇

ページ

規 則

人事委員会

○人事委員会規則七―三十三―七十一（人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

○人事委員会規則七―四十一―二十八（人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

三九

二〇

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。
第五十六条の四第五項第二号中「自動車検査証」の下に「（令和五年一月一日前に交付されたものに限る。）の写し、自動車検査証に記録された道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を出力した書面」を加える。
様式第五号（その六）（表）を次のように改める。

様式第 5 号 (その 6)

(表)

自動車納税通知書

年度自動車税種別割	
登録番号	
納付番号	確認番号
納期限	
税額	円

上記のとおり納付してください。

↓ 下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付願います。この書面は、領収証書等とともに大切に保管してください。

77

宮城県 領収済通知書

通常払込料金 加入者負担



加入者名	宮城県・取扱者 口座記号番号	00130-8-967087	金額		納付区分	
収納機関番号	04000	納付番号	確認番号			
年度	税目		納期限			
課税事務所						

34

延滞金	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	納税者氏名		領収日付印	
合計額					
※延滞金欄が空白の場合は、金額を合計額とします。					
C		コンビニ・スマホ			
V		納付取扱別座			
S					
収					
納					
用					

(注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。(郵便局/金融機関VS本部/宮城収保管)

印

自動車納付書 兼検査払込請求書兼受領証



加入者名	宮城県・取扱者 宮城県会計管理者	納付区分	
口座記号番号	00130-8-967087		
納付番号			
確認番号			
税額			
延滞金			
合計額			
納期限			
納税者氏名			
課税事務所			
領収日付印			

切り取り、裏面に貼付してください。

こちらに銀行又は郵便局の書面が貼付されている場合は、この書面が領収証書となり、延滞金欄が空白の場合は、金額を合計額とします。(金融機関又はVS保管)	
この受領証は、大切に保管してください。	

裏面もご覧ください。

領収証書

納付番号		課税年度	
確認番号			
納期限			
税額			
延滞金			
合計額			

上記金額を領収しました。 ※延滞金欄が空白の場合は、税額を合計額とします。

領収日付印	
収入印紙不要 (納税者保管)	

自動車納税証明書 (継続検査(構造等変更検査)用)

下記登録番号の自動車について、自動車税種別割の滞納がないことを証明します。なお、登録番号、有効期限及び領収日付印がないものは無効です。 ※この証明書は継続検査(構造等変更検査)に必要です。大切に保管してください。

登録番号 (車台番号)	
有効期限	

印

領収日付印	
-------	--

(納税者保管)

様式第十五号の二(表)を次のように改める。

様式第15号の2

(表)

自動車税減額通知書

年度自動車税種別割		減額理由	
納付番号	確認番号	納付区分	
登録番号	課税番号		
納期	理由発生日		
当初課税額			円
今回決定額			円
減額後の納付すべき額			円

さきに納税通知書で通知した税額を上記のとおり減額したので通知します。
 既に当該年度の自動車税種別割を納めている方は、改めて下の納付書で納める必要はありません。
 還付(充当)が生じる場合は、県税通関納金等還付(充当)通知書を後日送付します。
 未納の方は、下の納付書で納めてください。

↓下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付願います。この書面は、領収証書等とともに大切に保管してください。

宮城県 領収済通知書

通常払込料金 加入者負担

加入者名	宮城県・取扱者 宮城県会計管理者	口座番号	00130-8-967087	金額	
収納機関番号	04000	納付番号		確認番号	
年度		税目		納付区分	
課税事務所		納期限			

34

延滞金	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	納税者氏名		領収日付印	
合計額					

※延滞金額が空白の場合は、税額を合計額とします。

C V S 収 納 用
 コンビニ・ストア
 納付取扱期限

(注意)金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。
 (郵便局/金融機関/CVS本部/宮城県保管)

印

裏面に二重ください。

領収証書

納税者氏名

納付番号		課税年度	
確認番号			
納期限			
税額			円
延滞金			円
合計額			円

上記金額を領収しました。
 ※延滞金額が空白の場合は、税額を合計額とします。



自動車税(減額)納付書兼
 振替払込請求書兼受領証

加入者名 宮城県・取扱者 宮城県会計管理者
 口座記号 00130-8-967087
 納付番号 納付区分
 確認番号 納付区分

税額 円
 延滞金 円
 合計額 円
 納期限

納税者氏名 納氏
 課税事務所 領収日付印

※この書面は、領収証書等とともに大切に保管してください。
 (金融機関又はCVS保管)
 この受領証は、大切に保管してください。

ゆうちょ銀行又は郵便局、ATMで納付の場合は、左欄に住所を記入してください。

切り取り、裏面に二重ください。

様式第二十八号（裏）を次のように改める。

様式第28号

(裏)

※記入の前に右側の注意事項をご確認ください。※

1 口座への入金希望される場合は【口座振込依頼書】に必要事項を記入の上、支払元の果税事務所にご郵送ください。なお、本人口座に限ります。

2 窓口での受取が可能な銀行は、七十二銀行の各本支店及び仙台銀行の支店です。

(1) 銀行窓口での受取を希望される場合は【受領証】に必要事項を記入してください。

(2) 代理人の方に受取を委任する場合は【委任状】に必要事項を記入・押印してください。その場合代理人の方が【受領証】に必要事項を記入してください。

口座への入金希望される場合に記入してください

【口座振込依頼書】表欄の金額を下記口座に振り込み願います。 年 月 日

(住所又は所在地) _____

(氏名又は名称及び代表者氏名) _____

連絡先電話番号 () _____

金融機関名	本文店名								
預金種別	普通	当座	口座番号						
口座名義人カナ									

銀行窓口での受取を希望される場合に記入してください

【受領証】表欄の還付金を受領しました。 年 月 日

(本人又は代理人) (銀行の窓口で還付金を受け取る方)

(住所) _____

(氏名) _____

※ 代理人が受け取る場合は、代理人が記入してください。

※ この場合、本人による下記委任状欄の記入・押印が必要です。

代理人の方に受取を委任する場合に記入してください

【委 任 状】表欄の還付金受領を 年 月 日

(代理人) (委任される人)

住所 _____

氏名 _____ に委任しました。

(委任者) (この通知を受けた本人)

(住所又は所在地) _____

(氏名又は名称及び代表者氏名) _____ 印

※ 印はハンコ印、スタンプ印は不可となります。

※印刷要領 裏面は、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

- この通知書は、あなた(貴社)に納めていただいた税金のうち表記(還付発生理由)により納め過ぎとなりました分を、地方税法第17条の規定によりお返しした(する)こと又は未納となつて果税に充当したことをお知らせするものです。
- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができま
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この通知についてのお問い合わせは、当所還付担当班に申し出てください。
- この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して5年を経過しますと時効になり、表欄の還付金を受け取る権利がなくなります。ご注意ください。

様式第三十八号（その四）を次のように改める。

様式第38号 (その4)

宮城県 領収済通知書

通費払込料金 加入者負担

納付書兼振替払込請求書兼受領証

領収証書

加入者名 宮城県・取扱者 宮城県会計管理者	口座記号番号 00130-8-967087	金額	納付区分
取納機関番号 04000	納付番号	確認番号	
年度	税目	納期限	
課税事務所			

34

延滞金 合計額	納税者氏名	領収日付印
百十億千百万千百十円		
<small>※延滞金額が空白の場合は、金額を合計額とします。</small>	コンビニエンスストア 納付取扱期限	

C/S 収納用	金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。 (郵便局/金融機関/OSS本部/宮城県税務)
------------	--

※印刷要領 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

加入者名 宮城県・取扱者 宮城県会計管理者	口座記号番号 00130-8-967087	納付番号	納付区分
確認番号			
税額・加算金			
延滞金			
合計額			
納期限			
納税者名			
課税事務所		領収日付印	

切り取り取らないで持出してください。

納税者氏名	領収日付印
課税事務所	

この受領証は、大切に保管してください。

納付番号	課税年度
確認番号	
納期限	
税額・加算金	
延滞金	
合計額	

上記金額を領収しました。
※延滞金額が空白の場合は、税額・加算金を合計額とします。

領収日付印
収入印紙不要 (納税者保管)

様式第三十八号(その五)を次のように改める。

様式第三十八号(その五) 削除

様式第二百二十三号の六(表)を次のように改める。

様式第123号の6

(表)

自動車税減免決定通知書

年度自動車税種別割		減額理由	
納付番号	確認番号	納付区分	
登録番号	課税番号		
納期	理由発生日		
当初			
課税額			
決定額			
減額後の納付すべき額			

納税通知書で通知した税額を上記のとおり減額したので通知します。
未納の方は、下の納付書で納めてください。

下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付願います。この書面は、領収証書等とともに大切に保管してください。

裏面もご覧ください。

77

宮城県 領収済 通知書

通常払込料金を 加入者負担



加入者名	宮城県・取扱者 宮城県会計管理者	口座記号	00130-8-967087	金額		
収入番号	04000	納付番号		確認番号		納付区分
年度		税目				
課税事務所		納期限				

34

延滞金	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	納税者氏名	コンビニエンスストア 無任状取扱い
合計額		領収日付印	

※延滞金額が空白の場合は、金額を合計額とします。

(注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。(郵便局/金融機関/WS本部/宮城県保管)

自動車税 (減免) 納付書兼 被替払込請求書兼受領証



加入者名	宮城県・取扱者 宮城県会計管理者	口座記号	00130-8-967087
収入番号		納付番号	
課税事務所		納期限	
延滞金		合計額	
税額		納付区分	
確認番号		納付番号	

納税者氏名	コンビニエンスストア 無任状取扱い	領収日付印	
課税事務所			

領収証書

納税者氏名	コンビニエンスストア 無任状取扱い
納付番号	
確認番号	
納期限	
納税額	
延滞金	
合計額	

上記金額を預収しました。税額を合計額とします。 ※延滞金額が空白の場合は、税額を合計額とします。

領収日付印

免

収入印紙不要 (納税者保留)

自動車税納税証明書 (継続検査(構造等変更検査)用)

登録番号 (車台番号)	
有効期限	

領収日付印

(納税者保留)

様式第百二十三号の八(その一)中

〔注〕 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- 1 一般財団法人日本自動車査定協会(※)が発行する商品中古自動車であることの証明書
- 2 当該自動車に係る自動車検査証又は登録事項等証明書の写し
- 3 古物商許可証の写し

〔注〕 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- 1 一般財団法人日本自動車査定協会(※)が発行する商品中古自動車であることの証明書
- 2 当該自動車に係る自動車検査証(令和5年1月1日前に交付されたものに限る。)の写し、自動車検査証に記録された自動車検査証記録事項を出力した書面又は登録事項等証明書の写し
- 3 古物商許可証の写し

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五十六条の四第五項第二号及び様式第百二十三号の八(その一)の改正規定 令和五年一月一日
- 二 様式第三十八号の改正規定 公布の日

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式については、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十三年宮城県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「以下単に「自動車検査証」という。」を「令和五年一月一日前に交付されたものに限る。」に改め、「写し」の下に「又は自動車検査証に記録された同法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を出力した書面(以下「自動車検査証等」という。)」を加える。

第三条第四項中「自動車検査証」を「自動車検査証等」に改める。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第3号（第4条関係）

自動車税等免除申請書

宮城県 所長 殿	受付印 年 月 日	主 事 所	た 務 在	る 所 地	〒 電 話 ()									
	フリガナ													
	名 称													
	法 人 番 号													
	フリガナ													
代表者氏名		-----												

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第4条（第5条）等の規定により、自動車税（軽自動車税環境性能割）の免除を受けたいので申請します。

記

免 税 申 請 に 係 る 自 動 車	登 録 (車 両) 番 号	宮 宮 城 仙 台	自 動 車 の 取 得 年 月 日	年 月 日
	前所有者の氏名 (名称) 及び 住所	(氏名又は名称)		(住所)
	車 名		形 式	
	種 別		形 状	
	車 台 番 号		定員及び積載量	
	主たる定置場			
	種 別 割	年度 円	環 境 性 能 割	年度 円
	使 用 目 的			
特定非営利活動の概要				
添 付 書 類	種別割及び環境性能割共通 <input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者のいずれかの指定に係る通知書の写し又は福祉サービス事業者が県若しくは市町村から助成若しくは委託を受けたことを証する書面（上記事業者以外の方は添付不要） <input type="checkbox"/> 自動車検査証（令和5年1月1日前に交付されたものに限る。）の写し若しくは自動車検査証に記録された自動車検査証記録事項を出力した書面又は軽自動車届出済証の写し <input type="checkbox"/> 自動車を正面及び側面から撮影した写真 <input type="checkbox"/> その他 () 種別割 <input type="checkbox"/> 自動車の運行状況を記録した書類 環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車の売買契約書の写しその他自動車の取得の原因を証する書面 <input type="checkbox"/> 自動車を無償で譲り受けた場合は、そのことを証する書面			
備 考				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式第三号については、当分の間、改正後の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式第三号とみなす。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「（職員）の下に「職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十号）第二条第一項第一号に規定する職員をいう。」を、「もの」の下に「第二条第一項第一号又は第二号に規定する機関の予算から支給するものをいう。ただし、」を加える。

第五十条第四項第二号イ中「（昭和三十二年宮城県条例第三十号）」を削る。

第七十九条第一項中「を含む」を「（総務部各課室において旅行命令等を発する者を除く。）を含み、総務部各課室及び地方公所の指定（平成十二年告示第四百九号）第一号で指定する地方公所における旅行命令等を発する者を除く。」に改め、同項ただし書中「地方公所」の下に「地方公所の指定第一号で指定する地方公所を除く。」を加える。

第二百五条第一項中「、及び押印し」を削る。

附 則

この規則は、令和五年一月四日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百八十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和四年十一月十七日次の者を指定した。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
松本 乾児	神経内科	医療法人社団脳健会 仙台リハビリテーション病院	富谷市成田一丁目三番地一
中保 利通	内科 緩和ケア内科	医療法人社団やまと やまと在宅診療所 名取	名取市大手町二丁目一番地二十 二NNハイツ一号室
國分 太貴	眼 科	しがま国分眼科	多賀城市笠神四丁目六番八号
芳賀 泉	外 科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十 番地
桜井 美恵	循環器科	医療法人桜季会 桜井医院	登米市登米町寺池前舟橋六番地 一
中目亜矢子	耳鼻咽喉・ 頭頸部外科	宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七 番一

○宮城県告示第八百八十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
武山 大輔	外 科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野 地一	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡 字西松木六十 番地

○宮城県告示第八百八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関	新	旧
		所属医療機関の所在地	

高城 利江	高城利江整形外科	遠田郡美里町牛飼字牛飼百三十九番地一	遠田郡美里町牛飼字牛飼七十七番地五
-------	----------	--------------------	-------------------

○宮城県告示第八百八十九号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
 令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
川島 久佳	内科	医療法人社団ヴェリタス 巨理往診クリニック	巨理郡巨理町逢隈中泉字本木四番地一 一階

○宮城県告示第八百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
 令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
南三陸地区板橋工区
- 二 処分の年月日
令和四年十二月十二日

○宮城県告示第八百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年十二月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
石巻市大原浜ヌカリ九番一地先から 同市大原浜谷川北道五番一地先まで	前	一三・二、 三七・四	二四〇・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一四・六、 六四・四	二九〇・三	

○宮城県告示第八百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十二月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市雄勝町水浜字小浜七六番二六地先から 同市雄勝町雄勝字船戸神明九一番一地先まで	令和四年 十二月二十八日 午前十一時

○宮城県告示第八百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十二月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	石巻市大原浜ヌカリ九番一地先から 同市大原浜谷川北道五番一地先まで	令和四年 十二月二十七日

○宮城県告示第八百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十二月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町横浦字名不知八三番五地先から同郡同町横浦字名不知無番地先まで	令和五年 一月六日

○宮城県告示第八百九十五号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条、第三条関係）

出納員	出納員に委任させる事項	出納員から委任させる会計職員	会計職員に委任させる事項
一 出納局 会計課長	本庁における次の事務 1 歳計現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）の 取納、保管及び還付 （県税、地方法人特別 税及びこれらに係る徴 収金（以下「県税等」 という。）に係るもの に限る。）	一 現金 取扱い 1 本庁各課 の現金取扱 員に任命さ れた者（2 に掲げる者 を除く。）	所属の課の所掌に属する 次の事務 1 歳計現金（県税等に係 るものを除く。）の取納 （財務規則第三十七条の 二の規定による現金の領 収を除く。） 2 釣銭又は両替金用現金 の保管 3 歳入歳出外現金（県税 等に係るものを除く。）
2 歳入歳出外現金（現			

金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）の出納（払出しにあつては、入札保証金で即日返還するもの及び県税等に係るものに限る。）

3 旅費に係る支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行

地方公所（地方公所の指定（平成十二年告示第四百九号）第一号で指定する地方公所に限る。）における次の事務
旅費に係る支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行

4 旅行命令により下記の取納を命ぜられた職員（徴税吏員を除く。）

の出納（払出しにあつては、入札保証金で即日返還するものに限る。）

現金（県税等に係るものに限る。）の取納

所属の課の所掌に属する現金（県税等に係るものを除く。）の取納

現金（県税等に係るものに限る。）の取納

所属の課の所掌に属する次の事務
1 県税等に係るものの還付
2 歳入歳出外現金（県税等に係るものに限る。）の払出

総務部税務課の還付取扱員に任命された者
1 本庁各課（総務部、復興・危機管理部、經濟部、農政部及び水産林政部の各課を除く。）の旅費出納員に任命さ

所属の課の所掌に属する旅費（職員（職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第三十号）第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）に支給するもの（財務規則第二条第一項第一号又は第二号に規定する機関の予算から支給するものをいう。ただし、会計年度任用職員の給与及

<p>二 出納局 契約課長</p>	<p>本庁における次の事務 1 物品の出納、保管及び記録管理 2 占有動産（地方自治法第二百三十九条第五項に規定する占有動産をいう。以下同じ。）の出納、保管及び記録管理</p>			<p>物品取扱員</p>	<p>3 総務部人事課の旅費出納員に任命された者</p>	<p>2 復興・危機管理部復興・危機管理総務課、経済商工観光部経済商工観光総務課、農政課、農政部水産林政部水産林政総務課の旅費出納員に任命された者</p>	<p>れた者</p>	<p>び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第五条の規定による費用弁償を除く。）に限る。以下同じ。）に係る支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行</p>
<p>三 各地方 公所（教育委員会 の地方機関及び教 育機関並びに警察 署を除く。）の庶 務を掌理 する総括 次長（こ れに相当 する職を 置かない 地方公所 にあつて は、地方 公所長の 次席の職 員）及び 契約担当 を命ぜら れた総括 次長、東 京事務所 の出納事 務を担当 する副所 長、農業 大学の 出納事務 を担当す る副校 長、教育 委員会の 各地方機 関及び各 教育機関 （県立学</p>	<p>所属の地方公所における次の事務 1 歳計現金の出納及び保管 2 歳入歳出外現金の出納 3 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管 4 物品の出納、保管及び記録管理 5 占有動産の出納、保管及び記録管理 6 支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行（地方公所の指定第一号に指定する地方公所においては旅費に係るものを除く。）</p>	<p>一 現金 取扱員</p>	<p>1 地方公所の現金取扱員に任命された者（2に掲げる者を除く。）</p>	<p>二 物品 取扱員</p>	<p>4 旅行命令により下記の収納を命ぜられた徴税吏員又は税務嘱託員</p>	<p>3 旅行命令により下記の収納を命ぜられた職員（徴税吏員を除く。）</p>	<p>所属の地方公所の所掌に属する次の事務 1 現金（県税等に係るものに限る。）の収納 2 釣銭又は両替金用現金の保管</p>	
<p>三 還付 取扱員</p>	<p>所属の地方公所の所掌に属する次の事務 1 歳計現金（県税等に係るものを除く。）の収納 2 釣銭又は両替金用現金の保管 3 歳入歳出外現金（県税等に係るものを除く。）の出納（払出しにあつては、入札保証金で即日返還するものに限る。）</p>	<p>二 物品 取扱員</p>	<p>1 地方公所の現金取扱員に任命された者（2に掲げる者を除く。）</p>	<p>所属の地方公所の所掌に属する次の事務 1 物品の出納、保管及び記録管理 2 占有動産の出納、保管及び記録管理</p>	<p>1 現金（県税等に係るものに限る。）の収納 2 釣銭又は両替金用現金の保管</p>	<p>所属の地方公所の所掌に属する次の事務</p>		

校を除く。の総括次長、県立学校の事務部長、事務室長又は事務長並びに各警察署の副署長又は次長（会計官又は副参事を置く警察署にあつては、会計官又は副参事（会計課長を兼務する場合を除く。）	に任命された者	1 県税等に係るものの還付 2 歳入歳出外現金（県税等に係るものに限る。）の払出し
---	---------	--

附 則
この告示は、令和五年一月四日から施行する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析計一式貸借
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和五年五月一日から令和十二年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目七番二号（宮城県保健環境センター）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は法人の役員等及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているときと認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和五年一月十七日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課食品安全班（担当 栗野 尚弥 電話 〇二二一二一一二六四四）

3 書面による入札説明書及び仕様書の交付期限 令和五年一月二十五日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五年一月二十日（金）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年一月十八日（水）午前九時から令和五年一月二十六日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年一月十八日（水）午前九時から令和五年一月二十六日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年一月三十一日（火）午前九時から令和五年二月八日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 令和五年二月八日（水）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

令和五年二月九日（木）午前九時三十分 宮城県行政庁舎二階 講堂控室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札契約書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Leasing of a gas chromatography-mass spectrometer (1 set)
- 2 Contract Period : From May 1, 2023 to March 31, 2030
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefecture Health and Environment Center
GC-MS Room (N-304), 3rd floor
- 4 Deadline and Place for Bid Submission : February 8, 2023 (Wed.), 5 : 00 p.m. Food Safety Pesticide Residue Testing Room (N-212), 2nd floor
- 5 Time and Place for Bid Selection : February 9, 2023 (Thur.), 9 : 30 a.m. Auditorium waiting room, 2nd floor of the Miyagi Prefectural Government Building
- 6 Contact Information : Naomi Awano, Food Safety Section, Food and Life Safety Promotion

Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2644

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次とおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中央薬局	名取市増田一丁目十三ー十二	令和四年十二月一日
すず薬局名取店	名取市大手町六丁目十三ー七 ガリシアビル一F	令和四年十二月一日
カワチ薬局大河原店	柴田郡大河原町字広表三十九ー十八	令和四年十二月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和五年度離職者等再就職訓練事業（長期高度人材育成コース）「保育士養成業務（Lコース）」一式
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部産業人材対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 落札者を決定した日 令和四年十二月十三日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 学校法人三幸学園 東京都文京区本郷三丁目二十三番十六号
 - 五 落札金額 五万円（一人当たりの月額単価・消費税及び地方消費税を除く。）
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 入札の公告を行った日 令和四年十一月一日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（石巻商業高等学校） 一式

2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（大河原産業高等学校） 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日

一の1 令和四年十一月二十九日

一の2 令和四年十一月三十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

一の1 株式会社ナリサワ 石巻市駅前北通り二丁目十二番二十七号

一の2 F L C S株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

五 落札金額

一の1 一億五千二百四十九万九千六百二十六円

一の2 二億八百九十四万二千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年十一月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和四年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 小型よう撃捜査支援装置貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年十二月六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社

東北支店 仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号

五 落札金額 五千五百九十七万四千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年十月二十五日

人事委員会

人事委員会規則七―三十三―七十一（人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十三―七十三

人事委員会規則七―三十三―七十一（人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十三―七十一（人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

別表第七の二を別表第七の二の二とし、別表第七の次に表を加える改正規定を次のように改める。

別表第七の二 降格時号俸対応表（第二十四条関係）

イ 行政職給料表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	34	18	18	10	10	14	14	18	22
3	35	19	19	11	11	15	15	19	23
4	36	20	20	12	12	16	16	20	24
5	37	21	21	13	13	17	17	21	25
6	38	22	22	14	14	18	18	22	26
7	39	23	23	15	15	19	19	23	27
8	40	24	24	16	16	20	20	24	28
9	41	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31

12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	59	41	41	33	33	42	38	45	
26	62	42	42	34	34	44	40	45	
27	65	43	43	35	35	46	42	45	
28	68	44	44	36	36	48	47	45	
29	70	45	45	37	37	52	52	45	
30	72	46	46	38	38	56	57	45	
31	74	47	47	39	39	67	61	45	
32	76	48	48	40	40	80	61	45	
33	78	49	49	41	41	82	61	45	
34	80	50	50	42	42	84	61	45	
35	82	51	51	43	43	85	61	45	
36	84	52	52	44	44	85	61	45	
37	86	53	53	45	45	85	61	45	
38	88	54	54	46	46	85	61	45	
39	90	55	55	47	47	85	61	45	
40	92	56	56	48	48	85	61	45	
41	93	58	57	49	50	85	61	45	

42	93	60	58	50	52	85	61		
43	93	62	59	51	54	85	61		
44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	76	75	57	66	85			
50	93	80	78	58	76	85			
51	93	84	81	59	88	85			
52	93	88	84	60	92	85			
53	93	93	88	61	93	85			
54	93	98	92	62	93	85			
55	93	103	97	63	93	85			
56	93	109	102	64	93	85			
57	93	115	107	65	93	85			
58	93	121	112	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				

72	93	125	113	90	93														
73	93	125	113	91	93														
74	93	125	113	92	93														
75	93	125	113	94	93														
76	93	125	113	96	93														
77	93	125	113	97	93														
78	93	125	113	98	93														
79	93	125	113	99	93														
80	93	125	113	100	93														
81	93	125	113	101	93														
82	93	125	113	101	93														
83	93	125	113	101	93														
84	93	125	113	101	93														
85	93	125	113	101	93														
86	93	125	113	101															
87	93	125	113	101															
88	93	125	113	101															
89	93	125	113	101															
90	93	125	113	101															
91	93	125	113	101															
92	93	125	113	101															
93	93	125	113	101															
94	93	125	113																
95	93	125	113																
96	93	125	113																
97	93	125	113																
98	93	125	113																
99	93	125	113																
100	93	125	113																
101	93	125	113																

102	93	125																	
103	93	125																	
104	93	125																	
105	93	125																	
106	93	125																	
107	93	125																	
108	93	125																	
109	93	125																	
110	93	125																	
111	93	125																	
112	93	125																	
113	93	125																	
114	93																		
115	93																		
116	93																		
117	93																		
118	93																		
119	93																		
120	93																		
121	93																		
122	93																		
123	93																		
124	93																		
125	93																		

ロ 公安職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	14	18	26	10	10	14	14

3	11	15	19	27	11	11	15	15
4	12	16	20	28	12	12	16	16
5	13	17	21	29	13	13	17	17
6	14	18	22	30	14	14	18	18
7	15	19	23	31	15	15	19	19
8	16	20	24	32	16	16	20	20
9	17	21	25	33	17	17	21	21
10	18	22	26	34	18	18	22	22
11	19	23	27	35	19	19	23	23
12	20	24	28	36	20	20	24	24
13	21	25	29	37	21	21	25	25
14	22	26	30	38	22	22	26	26
15	23	27	31	39	23	23	27	27
16	24	28	32	40	24	24	28	28
17	25	29	33	41	25	25	29	29
18	26	30	34	42	26	26	30	30
19	27	31	35	43	27	27	31	31
20	28	32	36	44	28	28	32	32
21	29	33	37	45	29	29	33	33
22	30	34	38	46	30	30	34	34
23	31	35	39	47	31	31	35	35
24	32	36	40	48	32	32	36	36
25	33	37	41	49	33	33	37	37
26	34	38	42	50	34	34	38	38
27	35	39	43	51	35	35	39	39
28	36	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	38	42	46	54	38	38	42	49
31	39	43	47	55	39	39	43	55
32	40	44	48	56	40	40	44	61

33	41	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	
49	57	61	65	77	57	57	85	
50	58	62	66	78	58	58	85	
51	59	63	67	79	59	59	85	
52	60	64	68	80	60	60	85	
53	61	65	69	81	61	61	85	
54	62	66	70	82	62	62	85	
55	63	67	71	83	63	63	85	
56	64	68	72	84	64	64	85	
57	65	69	73	86	65	65	85	
58	66	70	74	88	66	66	85	
59	67	71	75	90	67	67	85	
60	68	72	76	92	68	68	85	
61	69	73	77	95	69	69	85	
62	70	74	78	98	70	93		

63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	126	79	93		
70	78	82	88	128	80	93		
71	79	83	90	129	81	93		
72	80	84	92	129	82	93		
73	81	85	93	129	83	93		
74	82	86	94	129	84	93		
75	83	87	95	129	85	93		
76	84	88	96	129	86	93		
77	86	89	97	129	87	93		
78	88	90	98	129	88	93		
79	90	91	99	129	89	93		
80	92	92	100	129	90	93		
81	93	93	101	129	91	93		
82	94	94	102	129	92	93		
83	95	95	103	129	93	93		
84	96	96	104	129	94	93		
85	97	97	105	129	95	93		
86	98	98	106	129	96			
87	99	99	107	129	98			
88	100	100	108	129	100			
89	101	102	110	129	101			
90	102	104	112	129	101			
91	103	106	114	129	101			
92	104	108	116	129	101			

93	106	109	118	129	101			
94	108	110	120	129				
95	110	111	122	129				
96	112	112	132	129				
97	114	113	137	129				
98	116	114	138	129				
99	118	115	139	129				
100	120	116	141	129				
101	122	119	141	129				
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					

123	125	145	141						
124	125	145	141						
125	125	145	141						
126	125	145	141						
127	125	145	141						
128	125	145	141						
129	125	145	141						
130	125	145							
131	125	145							
132	125	145							
133	125	145							
134	125	145							
135	125	145							
136	125	145							
137	125	145							
138	125	145							
139	125	145							
140	125	145							
141	125	145							
142	125								
143	125								
144	125								
145	125								

ハ 教育職給料表(降格時号俸対応表)

降格した日の 前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸			
	1 級	2 級	特2級	3 級
1	21	25	25	41
2	22	26	26	42
3	23	27	27	43

4	24	28	28	44
5	25	29	29	45
6	26	30	30	46
7	27	31	31	47
8	28	32	32	48
9	29	33	33	49
10	30	34	34	50
11	31	35	35	51
12	32	36	36	52
13	33	37	37	53
14	34	38	38	54
15	35	39	39	55
16	36	40	40	56
17	37	41	41	57
18	38	42	42	58
19	39	43	43	59
20	40	44	44	60
21	41	45	45	61
22	42	46	46	62
23	43	47	47	63
24	44	48	48	64
25	45	49	49	66
26	46	50	50	68
27	47	51	51	70
28	48	52	52	72
29	50	53	53	74
30	52	54	54	76
31	54	55	55	78
32	56	56	56	80
33	59	57	57	82

34	62	58	58	84
35	65	59	59	85
36	68	60	60	85
37	69	61	61	85
38	70	62	62	
39	71	63	63	
40	72	64	64	
41	74	65	65	
42	76	66	66	
43	78	67	67	
44	80	68	68	
45	82	69	69	
46	84	70	70	
47	86	71	71	
48	88	72	72	
49	90	73	73	
50	92	74	74	
51	94	75	75	
52	96	76	76	
53	98	77	77	
54	100	78	78	
55	102	79	79	
56	104	80	80	
57	107	81	81	
58	110	82	82	
59	113	83	83	
60	116	84	84	
61	121	85	86	
62	126	86	88	
63	131	87	90	

64	136	88	92	
65	141	89	93	
66	146	90	94	
67	151	91	95	
68	153	92	96	
69	153	93	99	
70	153	94	102	
71	153	95	105	
72	153	96	108	
73	153	97	109	
74	153	98	109	
75	153	99	109	
76	153	100	109	
77	153	101	109	
78	153	102	109	
79	153	103	109	
80	153	104	109	
81	153	106	109	
82	153	108	109	
83	153	110	109	
84	153	112	109	
85	153	114	109	
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		
90	153	130		
91	153	135		
92	153	140		
93	153	142		

94	153	144		
95	153	149		
96	153	149		
97	153	149		
98	153	149		
99	153	149		
100	153	149		
101	153	149		
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153	149		
107	153	149		
108	153	149		
109	153	149		
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			

124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

ニ 教育職給料表(降格時号俸対応表)

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸		
	1 級	2 級	特2級
			3 級

1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	11	39	11	59
4	12	40	12	60
5	13	41	13	61
6	14	42	14	62
7	15	43	15	63
8	16	44	16	64
9	17	45	17	65
10	18	46	18	66
11	19	47	19	67
12	20	48	20	68
13	21	49	21	69
14	22	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	96
24	32	60	32	100
25	33	61	33	101
26	34	62	34	101
27	35	63	35	101
28	36	64	36	101
29	37	65	37	101
30	38	66	38	101

31	39	67	39	101
32	40	68	40	101
33	41	69	41	101
34	42	70	42	101
35	43	71	43	101
36	44	72	44	101
37	45	73	45	101
38	46	74	46	101
39	47	75	47	101
40	48	76	48	101
41	51	77	49	101
42	54	78	50	
43	57	79	51	
44	60	80	52	
45	62	81	53	
46	64	82	54	
47	66	83	55	
48	68	84	56	
49	70	85	57	
50	72	86	58	
51	74	87	59	
52	76	88	60	
53	78	89	61	
54	80	90	62	
55	82	91	63	
56	84	92	64	
57	85	93	65	
58	86	94	66	
59	87	95	67	
60	88	96	68	

61	91	97	69	
62	94	98	70	
63	97	99	71	
64	100	100	72	
65	107	101	73	
66	114	102	74	
67	121	103	75	
68	125	104	76	
69	125	105	77	
70	125	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	82	
74	125	110	84	
75	125	111	86	
76	125	112	88	
77	125	114	89	
78	125	116	90	
79	125	118	91	
80	125	120	95	
81	125	121	99	
82	125	122	103	
83	125	123	107	
84	125	124	112	
85	125	125	114	
86	125	126	116	
87	125	127	117	
88	125	128	117	
89	125	130	117	
90	125	134	117	

91	125	138	117	
92	125	142	117	
93	125	146	117	
94	125	150	117	
95	125	153	117	
96	125	156	117	
97	125	158	117	
98	125	160	117	
99	125	161	117	
100	125	161	117	
101	125	161	117	
102	125	161		
103	125	161		
104	125	161		
105	125	161		
106	125	161		
107	125	161		
108	125	161		
109	125	161		
110	125	161		
111	125	161		
112	125	161		
113	125	161		
114	125	161		
115	125	161		
116	125	161		
117	125	161		
118	125			
119	125			
120	125			

121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				
126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				
133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				
138	125				
139	125				
140	125				
141	125				
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				
146	125				
147	125				
148	125				
149	125				
150	125				

151	125				
152	125				
153	125				
154	125				
155	125				
156	125				
157	125				
158	125				
159	125				
160	125				
161	125				

※ 研究職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35

16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	59	37	46
22	48	62	38	48
23	50	65	39	50
24	52	68	40	52
25	54	70	41	54
26	56	72	42	58
27	58	74	43	61
28	60	76	44	64
29	62	77	46	67
30	64	78	48	70
31	66	79	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73
36	76	96	56	73
37	78	99	58	73
38	80	102	60	73
39	82	106	62	73
40	84	110	64	73
41	86	115	67	73
42	88	120	70	73
43	90	121	74	73
44	92	121	78	73
45	93	121	82	73

46	94	121	86	73
47	95	121	89	73
48	96	121	92	73
49	97	121	94	73
50	98	121	96	73
51	99	121	97	73
52	100	121	97	73
53	101	121	97	73
54	102	121	97	73
55	103	121	97	73
56	104	121	97	73
57	107	121	97	73
58	110	121	97	73
59	113	121	97	73
60	116	121	97	73
61	118	121	97	73
62	120	121	97	73
63	121	121	97	73
64	121	121	97	73
65	121	121	97	73
66	121	121	97	73
67	121	121	97	73
68	121	121	97	73
69	121	121	97	73
70	121	121	97	73
71	121	121	97	73
72	121	121	97	73
73	121	121	97	73
74	121	121		
75	121	121		

76	121	121	121		
77	121	121	121		
78	121	121	121		
79	121	121	121		
80	121	121	121		
81	121	121	121		
82	121	121	121		
83	121	121	121		
84	121	121	121		
85	121	121	121		
86	121	121	121		
87	121	121	121		
88	121	121	121		
89	121	121	121		
90	121	121	121		
91	121	121	121		
92	121	121	121		
93	121	121	121		
94	121	121	121		
95	121	121	121		
96	121	121	121		
97	121	121	121		
98	121	121	121		
99	121	121	121		
100	121	121	121		
101	121	121	121		
102	121	121	121		
103	121	121	121		
104	121	121	121		
105	121	121	121		

106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

医療職給料表(降格時号俸対応表)

降格した日の 前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34

11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	50	43	51
28	52	44	52
29	56	45	53
30	60	46	54
31	64	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68

41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	

71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ト 医療職給料表ニ降格時号俸対応表

降格した日	降格後の号俸
-------	--------

	の前日に受 けていた号 俸					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	13	13
2	22	18	14	18	14	14
3	23	19	15	19	15	15
4	24	20	16	20	16	16
5	25	21	17	21	17	17
6	26	22	18	22	18	18
7	27	23	19	23	19	19
8	28	24	20	24	20	20
9	29	25	21	25	21	21
10	30	26	22	26	22	22
11	31	27	23	27	23	23
12	32	28	24	28	24	24
13	33	29	25	29	25	25
14	34	30	26	30	26	26
15	35	31	27	31	27	27
16	36	32	28	32	28	28
17	37	33	29	33	29	29
18	38	34	30	34	30	30
19	39	35	31	35	31	31
20	40	36	32	36	32	32
21	41	37	33	37	33	34
22	42	38	34	38	34	36
23	43	39	35	39	35	38
24	44	40	36	40	36	40
25	45	41	37	41	37	42
26	46	42	38	42	38	44
27	47	43	39	43	39	46
28	48	44	40	44	40	48
29	50	45	41	45	41	52

30	52	46	42	46	42	56
31	54	47	43	47	43	67
32	56	48	44	48	44	80
33	58	49	45	50	45	82
34	60	50	46	52	46	84
35	62	51	47	54	47	85
36	64	52	48	56	48	85
37	66	53	49	57	50	85
38	68	54	50	58	52	85
39	70	55	51	59	54	85
40	72	56	52	60	56	85
41	74	57	53	63	59	85
42	76	58	54	66	62	85
43	78	59	55	69	65	85
44	80	60	56	72	69	85
45	82	61	57	76	73	85
46	84	62	58	80	77	85
47	85	63	59	84	81	85
48	85	64	60	90	85	85
49	85	65	61	96	89	85
50	85	66	62	102	92	85
51	85	67	63	105	93	85
52	85	68	64	105	93	85
53	85	70	65	105	93	85
54	85	72	66	105	93	85
55	85	74	67	105	93	85
56	85	76	68	105	93	85
57	85	78	69	105	93	85
58	85	80	70	105	93	85
59	85	82	71	105	93	85

60	85	84	72	105	93	85
61	85	91	74	105	93	85
62	85	98	76	105	93	
63	85	105	78	105	93	
64	85	105	80	105	93	
65	85	105	82	105	93	
66	85	105	84	105	93	
67	85	105	86	105	93	
68	85	105	88	105	93	
69	85	105	89	105	93	
70	85	105	90	105	93	
71	85	105	91	105	93	
72	85	105	92	105	93	
73	85	105	94	105	93	
74	85	105	113	105	93	
75	85	105	113	105	93	
76	85	105	113	105	93	
77	85	105	113	105	93	
78	85	105	113	105	93	
79	85	105	113	105	93	
80	85	105	113	105	93	
81	85	105	113	105	93	
82	85	105	113	105	93	
83	85	105	113	105	93	
84	85	105	113	105	93	
85	85	105	113	105	93	
86	85	105	113	105		
87	85	105	113	105		
88	85	105	113	105		
89	85	105	113	105		

90	85	105	113	105		
91	85	105	113	105		
92	85	105	113	105		
93	85	105	113	105		
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

チ 医療職給料表(三)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	18	26	14	18	22

3	19	27	15	19	23
4	20	28	16	20	24
5	21	29	17	21	25
6	22	30	18	22	26
7	23	31	19	23	27
8	24	32	20	24	28
9	25	33	21	25	29
10	26	34	22	26	30
11	27	35	23	27	31
12	28	36	24	28	32
13	29	37	25	29	33
14	30	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56

33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	96
45	61	69	57	61	98
46	62	70	58	62	100
47	63	71	59	63	101
48	64	72	60	64	101
49	65	73	61	65	101
50	66	74	62	66	101
51	67	75	63	67	101
52	68	76	64	68	101
53	69	77	65	70	101
54	70	78	66	72	101
55	71	79	67	74	101
56	72	80	68	76	101
57	73	81	69	77	101
58	74	82	70	78	101
59	75	83	71	79	101
60	76	84	72	80	101
61	77	85	73	82	101
62	78	86	74	84	101

63	79	87	75	86	101
64	80	88	76	88	101
65	82	89	77	90	101
66	84	90	78	92	101
67	86	91	79	94	101
68	88	92	80	98	101
69	89	93	81	102	101
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	

93	156	153	113	113	
94	160	153	116	113	
95	164	153	119	113	
96	168	153	122	113	
97	169	153	125	113	
98	169	153	125	113	
99	169	153	125	113	
100	169	153	125	113	
101	169	153	125	113	
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			

123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				

153	169			
-----	-----	--	--	--

備考

これらの表の降格後の号俸欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十一―二十八（人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―四十一―三十

人事委員会規則七―四十一―二十八（人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―四十一―二十八（人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

別表を別表第一とし、同表の次に表を加える改正規定を次のように改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第一（第六条の二関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員
1年未満	2年未満	円 35,000
1年以上	3年未満	32,900
2年以上	4年未満	30,800
3年以上	5年未満	28,700
4年以上	6年未満	26,600
5年以上	7年未満	24,500
6年以上	8年未満	22,400
7年以上	9年未満	20,300
8年以上	10年未満	18,200
9年以上	10年未満	16,100

10年以上	11年未満	14,000
11年以上	12年未満	11,900
12年以上	13年未満	9,800
13年以上	14年未満	7,700
14年以上	15年未満	5,600

備考

この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。第2条第2項の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。